

お知らせ

1008609 冬の県民交通安全運動

◇年間スローガン
「大丈夫！自己の過信が事故招く」
◇サブスローガン
「反射材 誰もがができる 事故防止」
期間 12月1日(木)～10日(土)
■実施重点事項
▽子どもと高齢者の交通事故防止
横断歩道は歩行者優先です。運転者は横断する歩行者がいるときは、必ず停止して進路を譲りましょう。
▽夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材等の着用促進
これからの時期は、日没時間が早まり夜の時間帯が長くなります。自動車の早めのライト点灯や対向車などに配慮しながら、ライトの上向きを活用し、歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。歩行者や自転車は、通行車両から見えにくいことを意識して、夕暮れ時や夜間の外出時には、明るく目立つ色の服や反射材を着用するなど、自分の

存在を周囲に知らせましょう。
▽飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、酒類の出る場に出席するときは、公共交通機関などの利用を徹底しましょう。
問合せ 地域安全課交通防犯係 内線4024

令和5年春の優良自動車運転者表彰

表彰種別および申請要件
▽銅章 無事故無違反期間が5年以上
▽銀章 無事故無違反期間が10年以上で銅章を受けていること
▽金章 無事故無違反期間が15年以上で銀章を受けていること
▽金冠銀章 無事故無違反期間が20年以上で金賞を受けていること
▽金冠金章 無事故無違反期間が30年以上で金冠銀章を受けていること
▽旭日金冠章 無事故無違反期間が40年以上で金冠金章を受けていること
申請受付期限 来年1月31日(火)

申請に必要な書類など 表彰上申書および念書、無事故無違反証明書(令和4年12月1日以降に発行)、印鑑
申請・問合せ 沼田交通安全協会(利根沼田交通センター) 内線230369

1002025 事務事業評価

市では、社会情勢の変化に対応し、効率的で持続可能な行政運営を図るため、事務事業評価に取り組んでいます。本年度は、第六次総合計画実施計画に掲げる事務事業のうち、令和3年度に実施した155事業についての評価を行いました。この事務事業評価の結果は、第六次総合計画実施計画の進行管理をはじめ、事務事業の改善や見直し、予算の効率的な執行に活用します。詳細は市HPをご覧ください。
問合せ 企画政策課企画調整係 内線4032

1009583 コミュニティ助成事業

地域社会の健全な発展と宝くじの普及広報を図るため、

(一財)自治総合センターでは、宝くじの収益を財源として自治会のコミュニティ活動へ助成しています。今年度は、上久屋町が多目的集会所にエアコンを設置しました。
問合せ 市民協働課協働推進係 内線3052



1012320 用途地域の変更と地区計画の決定(案)の縦覧

●決定案の縦覧
とき 12月12日(月)～26日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く) ところ 都市計画課
●内容
▽沼田都市計画用途地域の変更(高橋場町地区、柳町西・東地区の変更)案
▽沼田都市計画地区計画の変更(高橋場町地区、柳町西・東地区の決定)案
●意見書の提出
都市計画法第17条の規定により、縦覧期間中に案に対する意見書を提出
申込み・問合せ 都市計画課 計画係 内線4121

広告

1011300 林業退職金共済制度(林退共)

林退共は林業界で働く人のために国が作った退職金制度です。加入者には勤務日数に応じて退職金が支払われます。

以前林業の仕事に就き林退共制度に加入し、退職金の請求をした心当たりのない人は、退職金を受け取っていない可能性があるので、お問い合わせください。
問合せ 独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部 内線03・6731・2889



HPはこちらから

1006798 トライアル雇用支援奨励金制度

市では、幅広い雇用の拡大に向け、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。
対象労働者 市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制

度により、試行的に雇用された人
奨励金の額 1人につき、月額1万2千500円(最大3カ月間)
申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出
申込み・問合せ 産業振興課 商工振興係 内線5005
12月15日(木)～1月31日(火)冬の青少年健全育成運動期間
●推進目標 県民総ぐるみで次代を担う子どもたちの健全育成に取り組み
「おぜのかみさま県民運動」を推進し、地域と家庭で子どもたちの安全・安心なインターネット利用を考えましょう。子どもたちを有害情報から守るために「フィルタリングの設定」と「ペアレントコントロール」(保護者による制限・見守り)が必要不可欠です。家庭でスマートフォンやタブレット端末などの利用のルールを決めましょう。
●ルールの例
①利用目的や使い方を決める
②夜〇時以降は情報通信をしない

1006799 特定求職者雇用企業奨励金制度

市では、障害者雇用を促進するため、障がいのある人を雇用した市内中小企業者に下表のとおり奨励金を交付します。
対象労働者 市内在住で、雇い入れ日現在で満年齢が65歳未満の人
申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内



問い合わせはこちら

【交付内容】

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号または4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円(9万円)	1年	第1～2期 各9万円(各4.5万円)
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者	36万円(18万円)	1年6カ月	第1～3期 各12万円(各6万円)
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者			
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			

に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

広告